

暮らし



「父の日」に生花装飾電車が走ります

「父の日」に日ごろの感謝をこめて、バラの生花装飾電車を運行します。ぜひ、市電を利用ください。



▶ **期間** 6月17日(土)、18日(日)

※18日午後4時以降に、希望する方は生花を持ち帰ることができます。詳しくは、交通局総務課(☎361-5233)へ。

金婚夫婦表彰の受付を行います

▶ **対象** 昭和42年中に婚姻を届け、夫婦とも存命の方

▶ **申込み** 6月1日～7月14日までに本籍地で取得した戸籍謄本または戸籍抄本を持って区役所福祉課、総合出張所、龍田出張所へ(各サービスコーナーでは申込みできません)

熊日金婚夫婦表彰

▶ **日時** 9月1日(金) 午前10時

▶ **場所** ホテル日航「阿蘇の間」

(高齢介護福祉課 ☎328-2347)

遺跡地図(埋蔵文化財包蔵地)の範囲変更

5月1日から、遺跡の範囲を一部変更しました。変更後の範囲は、市庁舎8階埋蔵文化財調査室で閲覧できます。

▶ **範囲** 一ノ谷遺跡、舟場遺跡、牧崎遺跡、上中原遺跡、下ノ尾遺跡、池田城跡
(埋蔵文化財調査室 ☎328-2740)

選挙人名簿・在外選挙人名簿を確かめませんか

選挙人名簿・在外選挙人名簿の登録を行います。登録に異議のある場合は、区役所総務企画課(区選挙管理委員会事務局)に文書で申し出ることができます。

▶ **期間** 登録日の翌日から5日間

暮らしの中の人権 43

人権擁護委員をご存知ですか？

6月1日は「人権擁護委員の日」です。

人権擁護委員法が昭和24年6月1日に施行されたことを記念して、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」として活動しています。

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて、人権相談を受けたり人権の考えを広める活動をしている民間ボランティアです。

人権擁護委員制度は、弁護士や医師などさまざまな分野の人たちが人権思想を広め、地域の中で人権が侵害されないように配慮し、人権を擁護していくことが望ましいという考えから設けられたものです。これは、諸外国に例を見ない制度です。

女性・子ども・高齢者などをめぐる人権の問題や近隣とのトラブルなど、身近なことで困っていることはありませんか。人権擁護委員が、皆さんとともに問題解決のための方法を考えます。困ったら、「みんなの人権110番」(☎0570-003-110)へお電話を！

また、各区役所でも人権に関する相談を受けつけています(相談日、場所などは6ページに掲載)。

(人権推進総室 ☎328-2333)

※法改正に伴い、登録日は6月1日になる予定です。

詳しくは、区役所総務企画課(区選挙管理委員会事務局)へ。

「はかり」の定期検査を受けましょう

取引または証明に使用している「はかり」を使用する方は最寄りの検査会場で必ず受検してください。

家庭用計量器(キッチンスケール・ヘルスメーターなど)の検査も併せて行います。

期 日	場 所
①6月5日(月)	託麻まちづくりセンター 公民館玄関前
②6月6日(火)	JA熊本市 東部支店内 道路側倉庫前
③6月7日(水)	JA熊本市 小山戸島支店 資材置場前
④6月8日(木)	月出小学校 体育館玄関前

▶ **時間** 午前10時～正午、午後1時～3時

※①②④の受付は午後のみ。

(計量検査所 ☎369-0610)

6月4日～10日は危険物安全週間

関係機関へ立入検査などを実施し、消防法に基づき危険物の貯蔵および取扱いについて法令遵守を徹底するよう指導します。危険物に対する意識を高めましょう。

※危険物安全週間を周知するためのポスターも配布します。

危険物とは…

消防法で定められているもので一般的に次のような性質を持った物品のことです。

▶ 火災発生の危険性が大きい

▶ 火災拡大の危険性が大きい

▶ 消火の困難性が高い

※私たちの身近なものでは、ガソリン・灯油・油性塗料などがあります。

“平成29年度危険物安全週間推進標語”

「あなたなら 無事故の着地 決められる！」

(消防局指導課 ☎363-7173)

6月10日～16日は火薬類危害予防週間

関係機関へ立入検査などを実施し、火薬類取締法に基づき火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費、その他の取扱いについて法令遵守を徹底するよう指導します。火薬類の危害予防意識を高めましょう。ご協力をお願いします。

※火薬類危害予防週間を周知するためのポスターも配布します。

(消防局指導課 ☎363-7173)

税・国保



個人市・県民税(個人住民税)の納税通知書を6月上旬に送付します

▶ 課税対象となる方

・平成29年1月1日現在、市内にお住まいの方で、平成28年中の所得などの状況により課税される方

・区内に「家屋敷」または「個人事業用の事務所・店舗等」を有する方で、その区内に住所がない方

※1月2日以降に転入した方は、平成29年度分までは転入前の市区町村で課税されます。

※1月2日以降に亡くなった方は、平成29年度分までは課税されますので、相続人代表者へ送付します。

※年金保険者からの年金振込通知書に記載されている「個人住民税額」とは「個人市・県民税額」のことで、同じものです。

詳しくは、区役所税務課へ。

6月は市・県民税第1期の納期です

支払いには便利な口座振替・自動払込みをご利用ください。

希望する方は、納税通知書・預(貯)金通帳・通帳届出印を持って、お近くの金融機関または郵便局で申込みください。

(納税課 ☎328-2204)

第1回差押不動産公売会

市税の滞納処分で差押えた不動産を公売し、売却代金を滞納税に充当します。

▶ **日時** 6月28日(水) 午前10時～

▶ **場所** 市庁舎6階会議室

※滞納税が完納になった場合は、公売は中止になります。

詳しくは、市ホームページまたは納税課特別滞納対策室(☎328-2202)へ。

保険料の納付は口座振替が原則です!! (年金特別徴収の方を除く)

キャッシュカードで簡単に申込みできる

「ペイジー口座振替受付サービス」をご利用ください。

専用端末に対象金融機関のキャッシュカードを通して暗証番号を入れるだけで、保険料の口座振替申込みができます。通帳や印鑑は不要です。



55歳からのお仕事支援講習会 無料

55歳以上の求職者(ハローワーク求職登録者)を対象に就職機会の確保を目的とした講習会を開催します。

講習名	講習日(土・日、祝日を除く)	募集期限	定員	場 所
フォークリフト運転技能	6月28日～7月4日	6月19日	各20人(選考)	学科:男女共同参画センターはあもにい 実技:キャタピラー九州(株)熊本教習センター
マンション管理員	7月18日～26日	7月7日		熊本県総合福祉センター
パソコン基礎	7月20日～27日	7月10日		職業訓練センター
スーパーマーケットスタッフ	8月23日～24日	8月14日		イオン熊本中央店
クリーンスタッフ	9月5日～8日	8月25日		(有)やま弥
マンション管理員	11月14日～21日	11月2日		熊本県総合福祉センター

※受講できるのは、1人1講座です。

▶ **対象** 55歳以上でハローワークの求職登録がお済みの方(または登録できる方)で、講習の全日程を受講できる方

▶ **申込み** 住所、氏名、電話番号、講習名を電話(☎312-3310)またはファクス(312-3312)で熊本県シルバー人材センター連合会へ

※熊本県シルバー人材センター連合会ホームページ(<http://www.sjc.ne.jp/kumaren/>)からも申込み可。

※詳しくはお尋ねください。

(しごとづくり推進室 ☎328-2377)